

令和4年度
第8回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和4年11月10日開会

高松市農業委員会

令和4年度第8回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和4年11月10日（木）午後2時開会

開催場所 高松市防災合同庁舎3階 301会議室

出席委員 21人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 7番 瀧本 繁樹
- 8番 森口 憲司
- 9番 三好 義光
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 佃 光廣
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第2）
- 15番 河田 薫
- 17番 河野 光明
- 18番 原田 和幸
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 24番 古川 浩平

欠席委員 1人

- 16番 藤澤 鶴夫

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼 農政課 長 山上 浩平
- 農政課 長 補佐 森 亮介
- 農地係 長 藤澤 英宣
- 農政管理係 長 浮田 政宏
- 副 主 幹 古免 範彰
- 主 任 技 師 河合 良治
- 主 任 主 事 栗永 亘

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）

議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 非農地証明願について

議案第8号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第9号 農用地利用配分計画（案）について

議案第10号 高松市地区別賃借料情報の提供について

議案第11号 令和5年度の改選に伴う各地区の委員定数（案）について

報 告 ア 農地利用最適化推進委員の死去について

イ 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和4年度第8回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は23人中22人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、藤澤委員です。

皆様方、既に御承知のことと存じますが、かねてより病氣療養されておりました第5地区農地利用最適化推進委員の宮本茂樹氏が、去る6日に永眠されました。

宮本氏は、平成29年7月に高松市農地利用最適化推進委員に就任され、現在に至るまで、川岡地区の農地利用最適化推進委員を務められ、5年間に渡って、農地利用の推進に御活躍いただきました。そのほか、高松市衛生組合連合会の理事で、川岡地区衛生組合協議会長の重責を担われるなど、地域活動にも尽力されていたようです。

この度の、急な訃報に接して、まことに痛惜の念にたえません。そこで、宮本茂樹氏の逝去に対して弔意を表すため、黙祷をささげたいと思います。

皆様方のご起立を願います。

黙祷。

(黙祷)

黙祷を終わります。

それでは、ただ今から令和4年度第8回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議がありませんので、議事録署名委員は、9番三好委員及び17番河野委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

1番は、第三者が転用するため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権13番に関連しております。

2番は、賃借人が耕作不便のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書2ページを御覧ください。

1番は、貸人が自ら耕作するため、強化促進法による貸借の返還を受けたものです。

2番は、貸人の高齢化に伴い第3者に譲渡する予定のため、強化促進法による貸借の返還を受けたものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権17番に関連しております。

3番、4番は、第三者が転用する予定のため返還を受けたものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請30番に関連しております。

5番は、強化促進法による返還を受けたものです。非農地証明願9番に関連しております。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について2件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について5件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について、御説明申しあげます。

議案書3ページを御覧ください。

1番は、農家の二世帯住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、隣接する飲食店に農地の一部を賃貸することから、残地を農作業場所として宅地拡張を行うもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,231.8平方メートルあります。

2番は、非農家の住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、転用者は現在県外に在住しており、今後、親の介護や親族の所有地の管理を行うため、実家に近接している本申請地に住宅を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、申請地は平成26年6月、父が宅地拡張用地として転用許可を受けておりましたが、平成30年に申請者が相続した時点では転用の予定は無く、今般、新たに隣接地を併用した露天貸駐車場用地として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が283.30平方メートルあります。

4番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、住宅を建築する際、自家用の駐車場が不足したため、隣接農地に越境して造成を行ったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成8年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が179.39平方メートルあります。

5番は、露天貸資材置場として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、知人で地元の造園業を営む会社経営者から、事業拡大に伴う資材置場用地として、借地依頼があったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、農機具及び自家用車が増えたため車庫を増設し、また、自宅の進入路もなかったため、造成したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成25年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が828.84平方メートルあります。

7番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、先々代が、家族が増え、建物が老朽化したため母屋を新築した際、宅地に収まらず隣接農地に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和54年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が379.93平方メートルあります。

8番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、

母が昭和57年ごろから申請地にある住宅に居住をしており、この度、相続をした折に一部が農地に越境していることが判明したもので、5戸以上の家屋の敷地がおおむね50メートル以内の距離で連たん集合している区域内で、第1種農地の不許可の例外、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和57年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が417.00平方メートルあります。

9番は、納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、夫が土木建築業を営み、必要な事務所や倉庫用地として造成したもので、現在、会社も閉鎖し、申請者の相続後は、農機具や農作物等を収納する納屋用地として転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和57年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、家族の車両増加に伴い、必要な車庫を隣接農地に建設するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和56年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が629.40平方メートルあります。

議案書4ページを御覧ください。

11番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅を増築した際に隣接農地の一部を敷地として利用したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が668.90平方メートルあります。

12番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は非営利の登録認知症カフェを運営しており、既存の併設駐車場では手狭なため、また、利用者のリハビリのための運動スペースの確保のため、本申請を行うものです。申請地は高松市の河川改修の工事用車両の駐車場として貸し出しており、工事完了後、造成したままで返還を受けており、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は令和3年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、農家住宅の住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、当初の住宅が手狭で不便であったため、新たに隣接農地に住宅を建築し、また、営農拡大のため、農業用納屋・車庫を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和59年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が122.53平方メートルあります。

14番は、共同住宅の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、申請者はアパートの経営をしており、駐車場が不足しているため、共同住宅の敷地に挟まれた農地を造成し駐車場として利用するもので、農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成14年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,322.35平方メートルあります。

15番は、農家住宅の住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在、親と同居していますが、所有農地の管理をするため、農地を分筆した申請地に新たに自分の住宅を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が153.00平方メートルあります。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について15件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書5ページを御覧ください。

1番及び2番は、令和4年7月20日付けで分譲住宅用地として農地法第5条第1項の規定による転用許可申請をしていましたが、1番と2番の申請地の間に開発道路を作り別々に利用することで開発許可申請を同時にしておりましたが、開発許可基準は北側と南側一体が必要と判断されたために、開発許可を断念するに至ったことに伴い、転用計画の変更による許可申請の取下願があったものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権10番、11番に関連しています。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の三好委員より報告をお願いいたします。

三好委員 現地調査委員の三好です。

今回の特別現地調査委員は、河野委員と私の2名で、昨日11月9日に現地調査を実施しました。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案は所有権が6件、賃借権が2件でございます。

うち、所有権1番、3番、5番、6番及び賃借権1番、2番につきましては、香川県農業会議所の常設審議委員会の現地確認調査も実施しています。

内容につきまして、所有権1番から4番まで私が報告し、4番から6番、賃借権を河野委員から報告申しあげます。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市立香東中学校東550メートルに在り、建設業を営む法人が、土木事業等の業務拡大により、既存資材置場が手狭になったため、申請地の所有権を取得し、露天資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、進入

路を介して国道32号線へのアクセスも容易で、交通の利便性が良く、大型車両の出入りも容易で、また、本社及び既存の資材置場に近く、事業効率の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が740.08平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番の申請地は、インテリジェントパークサンメッセ香川北北東250メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、申請地は、市道に面し、交通の利便性は良く、周辺は、教育・商業施設が整備され、分譲住宅や共同住宅等により宅地化が進んでいる、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用する宅地が64.83平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

3番の申請地は、インテリジェントパークサンメッセ香川東700メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は西側が県道太田上町志度線に面し、交通の利便性が良く、周辺は、教育・商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用する宅地等が1,409.97平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可申請取下願1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

4番の申請地は、高松市立円座小学校北東400メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、申請地は、市道に面し、国道32号線へのアクセスも良く、周辺は、ことでん円座駅を中心に、教育施設、医療施設が整備され、宅地分譲・共同住宅等により宅地化も進み、住環境の優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用する宅地等が506.31

平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

私の説明はここまでとし、5番からは、河野委員が説明します。

河野委員 現地調査員の河野です。

座って説明させていただきます。

5条特別議案書2ページを御覧ください。

5番の申請地は、高松空港北1.1キロメートルに在り、農畜産物の生産・加工・販売業を営む、農地所有適格法人である転用者が、地元から集めたWCS梱包飼料を保管するための、露天飼料置場用地として、転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある香川県が実施した平成10年県営圃場整備事業第2工区で受益面積23ヘクタールの第1種農地に区分されますが、露天飼料置場は、「農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設」に該当し、第一種農地の不許可の例外に該当する、農業用施設であること、また、代替地の検討もされた結果、既存牛舎に近く、事業の効率化・利便性が図られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権8番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

6番の申請地は、ことでん挿頭丘駅（カザシガオカエキ）北北東700メートルに在り、不動産業を営む転用者が、顧客の要望を受け、貸事務所・倉庫・作業場用地として、転用申請をするものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道国分寺琴南線及び市道坂折・隠谷線（サコオリ・カクレダニセン）に接し、国道32号線にもアクセスができ、交通の利便性が良く、借主である法人の会社にも近く、事業効率が良い地域であることと、仮設トイレ等の製造業を営む法人で、四国での顧客からの需要増加や災害発生時の対応をするため、事業拡大により新たな事務所や倉庫等が必要なことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林等が2,683.57平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

続きまして、賃借権について御説明申しあげます。

5条特別議案書3ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市立木太中学校東400メートルに在り、ドラッグストアを営む法人で、現在、申請地の近隣2か所で展開しており、今回、新規出店のための店舗用地とし

て、転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、申請地は、市道に面し、レインボー通りへのアクセスも良く、周辺は、鉄道の駅に近く、スーパーマーケット等の商業施設も多く整備され、宅地分譲・共同住宅により宅地化も進み、顧客の確保が容易な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用する宅地が712.91平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番の申請地は、高松空港北1.1キロメートルに在り、先ほど所有権5番で説明しました、同じ農畜産物の生産・加工・販売業を営む、農地所有適格法人で、申請地に乳牛を飼育することを目的に新設するための牛舎用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、牛舎は、「農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設」に該当し、第1種農地の不許可の例外に該当する、農業用施設であること、また、代替地の検討もされた結果、既存牛舎に近く、事業の効率化・利便性が図られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権21番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権6件、賃借権2件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。

なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに決定いたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議

題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、熱エネルギー機器の開発・製造業を営む法人が、既存の敷地を含め、建物が手狭になっていることから、新たに事務用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆道路が513.02平方メートルあります。

3番の転用者は、介護保険法による訪問介護事業を営む法人で、事業所が保有する車両や従業員の車両を駐車するスペースが不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が県道川東高松線に接し、既存の事業所からも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が23.00平方メートルあります。

議案書7ページを御覧ください。

5番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、県道高松志度線に近く、周辺は、教育施設、医療施設が整備され、分譲住宅により宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、家族が増え、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側

が市道に接し、県道高松志度線に近く交通の利便性が良く、周辺は、分譲住宅により宅地化の進んでいる住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和52年12月に建築済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が95.69平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借6番に関連しています。

7番の転用者は、電気、水道、冷暖房の工事業を営む法人で、既存の事務所が新たな道路計画による土地収用対象となり、事務所移転が必要となったことから、事務所兼倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側及び東側が市道に接し、県道太田上町志度線に近く交通の利便性が良く、主たる取引先にも近く利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番の転用者は、不動産業を営む法人で、申請地近隣で保育所が建築される予定で、その敷地には駐車場が無く、保育士や親御さんの送迎用の駐車場が必要なため、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書8ページを御覧ください。

11番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が県道太田上町志度線に接し、主要地方道高松長尾大内線に近く、周辺は、教育施設や商業施設が整備され、宅地化が進んだ住環境の優れた地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願2番に関連しています。

12番の転用者は、土木工事業を営む法人で、業績が順調で従業員も増え、現在は自宅を事務所と兼用しているが手狭となっていることから、移転のため事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、主要地方道中徳三谷高松線に近く交通の利便性が良く、周辺は、工業施設

が多い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が14.86平方メートルあります。

13番は、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側及び西側が県道に接し、国道193号線の近くで交通の利便性も良く、周辺は、医療施設、商業施設も整備され、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条6項の規定による通知1番に関連しています。

14番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、主要地方道円座香南線に近く、周辺は、教育施設や商業施設が整備され、分譲住宅等で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存住宅の宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和40年に一部造成済ですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が306.47平方メートルあります。

議案書9ページを御覧ください。

17番は、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、県道山崎御厩線に近く、周辺は、教育施設、医療施設、商業施設もあり、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が5.20平方メートルあります。

18番も、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、県道山崎御厩線に近く、周辺は、教育施設、医療施設、商業施設もあり、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

19番の転用者は、農業用機械工具の製品開発及び製作を営む法人で、業務内容の多様化に伴い、従業員や資材の量も増え、駐車場及び資材の保管場所が手狭になっていることから、露天資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、主要地方道三木綾川線にも近接し、既存の工場からも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、非農家の自己住宅の住宅拡張、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和61年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が189.99平方メートルあります。

22番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

23番の転用者は、診療所を営む法人で、近年のコロナ禍により発熱外来を開設し、受診に訪れる患者が急激に増え、駐車場が不足していることから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理

由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書11ページを御覧ください。

25番は、不動産業を営む法人が、顧客からモデル住宅に宿泊し、実際の住み心地を体感したいとの要望に応えるため、住宅展示場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側の進入路を介して市道に接し、主要地方道国分寺中通線に近く交通の利便性が良く、事務所からも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が80.79平方メートルあります。

26番は、不動産業を営む法人が、現在物置・車庫用地として利用している所有地の一部を関連会社に譲渡することとなり、代替地が必要となったことから、車庫用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、主要地方道国分寺中通線に近く交通の利便性が良く、既存の土地と一体利用できることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が304.45平方メートルあります。

27番は、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、周辺は、教育施設、医療施設、商業施設もあり、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用水路が8.28平方メートルあります。

28番の転用者は、減速機の設計、製造及び修理業を営む法人で、業績が順調に伸び工場を増築することに伴い、工場立地法に基づいて緑地帯の確保が必要なことから、工場の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存

工場の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することが出来ないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が8,848.71平方メートルあります。

29番の転用者は、板金塗装業を営む法人の代表者で、業績が好調で既存の駐車場及び資材置場が手狭となっていることから、露天貸資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、主要地方道中徳三谷高松線に近く、既存の事務所や自宅からも近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和3年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が147.95平方メートルあります。

なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

30番の転用者は、土木工事業を営む法人で、既存の事務所、作業場が手狭となっていることや、新しく香川県産の木材を加工し家具等を製造する事業を開始するため、新たな作業場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、主要地方道塩江屋島西線に近く、事務所と隣接しており利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が1,222.00平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知3番・4番に関連しています。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書12ページを御覧ください。

1番の転用者は、飲食店を経営する法人で、新規に店舗を出店することに伴い、既存の敷地内では、来客及び従業員の駐車スペースを十分に確保できないことから、店舗の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が996.99平方メートルあります。

2番は、不動産業を営む法人が、申請地の隣接地にて分譲住宅の販売イベントを行うに

当たり、開催期間中の来客や関係者の駐車場用地として令和4年12月1日から令和6年11月30日までの2年間、一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東及び南側が公衆用道路に接し、主要地方道三木国分寺線に近く交通の利便性が良く、イベント会場と隣接し、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、不動産業を営む法人が、申請地の隣接地にて分譲住宅の販売イベントを行うに当たり、開催期間中の来客や関係者の駐車場用地として令和4年12月1日から令和6年11月30日までの2年間、一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、主要地方道三木国分寺線に近く交通の利便性が良く、イベント会場からも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番の転用者は、不動産賃貸業を営む法人で、医療法人が経営するクリニックへの貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

6番の転用者も、不動産賃貸業を営む法人で、近隣住民から駐車場が不足しており、要望も多いことから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

7番の転用者も、不動産賃貸業を営む法人で、申請地の隣接地にて分譲住宅の販売イベントを行うに当たり、開催期間中の来客や関係者の駐車場用地として令和4年12月1日から令和6年11月30日までの2年間、一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が公衆用道路に接し、主要地方道三木国分寺線に近く交通の利便性が良く、イベント会場と隣接し、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書13ページを御覧ください。

9番の転用者は、貨物自動車運送事業を営む法人で、事業の拡大により、資材や大型車両が増え、既存の車両・資材置場が手狭となっていることから、新たな露天車両・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側及び南側が市道に接し、県道鴨川停車場五色台線に近く、大型車両の往来も容易で法人代表者の自宅と隣接しており、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和3年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用悪水路12.00平方メートルあります。

議案書14ページを御覧ください。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

1番は、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が92.56平方メートルあります。

2番は、既存の住宅に浴室等の増築を行うために、父所有の農地を借り受けて、共同施工による非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和51年に建築済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が106.17平方メートルあります。

3番は、現在、借家住まいで、家族も増えて、住居が手狭となっていることから、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、現在、両親と同居しているが、住居が手狭となっていることから、父所有の農

地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側の併用地を介して県道高松香川線に接し、実家と隣接しており、農業の手伝いや親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が141.31平方メートルあります。

5番は、現在、借家住まいで、家財道具が増え、住居が手狭となっていることから、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、家族が増え、宅地を拡張した際に、南側水路への排水が出来ないことから、既存の水路へ接続するために、親族所有の農地を借受けて、排水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存住宅の排水路であることから、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権6番に関連しています。

7番は、現在、両親と同居しているが、子の成長に伴い、住居が手狭となっていることから、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が公衆用道路に接し、また祖父母宅と近接しており、農業の手伝いや親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番も、現在、借家住まいで家族が増えることを考慮し、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、実家からも近く、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番も、現在、借家住まいで子も生まれ、家財道具も増え、住居が手狭となっていることから、祖母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、実家からも近く、祖母や親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が5.98平方メートルあります。

議案書15ページを御覧ください。

10番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和52年に建築済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、家財道具が増え、現在居住している住居では保管しきれないことから、母所有の農地を借り受けて、非農家の自己住宅の物置用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、現在、両親と同居しているが、住居が手狭となっていることから、父母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が公衆用道路に接し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番も、現在、借家住まいであるが、家財道具が増え、住居が手狭となっていることから、義父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が県道西植田高松線に接し、妻の実家に近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権24件、

賃借権7件、使用貸借13件、計44件について、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第6号のうち、所有権3番については白井委員に関する案件であり、「農業委員会等に関する法律」に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、白井委員には退室をお願いいたします。また、皆様には、他の案件に先立ち本件の御審議をお願いいたします。

それでは事務局による白井委員の退室誘導をお願いします。

(白井委員 退室)

議事に戻りまして、所有権3番について事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の所有権移転について御説明申し上げます。

それでは所有権3番を御説明いたします。

議案書16ページを御覧ください。

3番は、所有者の労働力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

以上、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転のうち、3番について御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号のうち、所有権3番については許可することに決定いたしました。

それでは、事務局による白井委員の入室誘導をお願いします。

(白井委員 入室、着席)

引き続きまして、その他の案件について、事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 それでは、引き続き、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の所有権移転3番以外について御説明申しあげます。

1番は、隣接農地の転用に伴い、不確認地であった当該地の所在が確定したところ、譲受人が取得することが農地としての有効利用が図られることから、譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、所有者の農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付するものです。

4番は、所有者の労働力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は果樹を栽培するものです。

5番は、所有者の農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はブドウを栽培するものです。

6番は、分家独立している兄弟に一括贈与するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

7番は、所有者の農業廃止により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は麦を作付するものです。

議案書17ページを御覧ください。

8番は、相手方の要望により、土地整形のため、譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

9番は、所有者の労働力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は黒豆を栽培するものです。

10番は、所有者の労働力不足のため、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後はレモンを栽培するものです。

11番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

12番、13番、14番は、所有者の農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後12番、13番は水稻を、14番は果樹を栽培するものです。

15番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

議案書18ページを御覧ください。

16番は、所有者の労働力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜、レモンを栽培するものです。

17番は、所有者の高齢化による経営縮小により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取

得するもので、取得後は小麦を作付けするものです。使用貸借による農地返還通知2番に関連しています。

18番は、所有者の労働力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻の作付け及び野菜を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

議案書19ページを御覧ください。

1番は、所有者の高齢化による経営縮小により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜の栽培をするものです。

以上、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転17件、使用貸借1件御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第7号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書20ページを御覧ください。

1番は、平成14年ごろから、ポンプ室として、4番から9番は、昭和56年ごろから、道路として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全、又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。9番は使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

2番は、平成5年ごろから、3番は、昭和48年ごろから20年以上に渡り耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第7号 非農地証明願について9件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第7号については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第8号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤農地係長 それでは、議案第8号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

令和4年11月4日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のありました案件につきましては、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、掲載案件について、問題のない旨の報告を受けております。

資料の内容について、御説明いたします。

1ページを御覧ください。

今回は、事業用等の一般案件ではなく、6月、10月、2月に受け付けております、自己住宅及び農業用施設用地に係る「特例の除外申請」であります。

まず、農用地区域からの除外内容でございまして、対象地番及び除外後の用途が各地区順に記載されております。

2ページを御覧ください。

中ほどの表に、今回の除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に、合計欄がございまして、件数が7件、合計面積で2,345.73平方メートルです。

次に、3ページを御覧ください。

これは、申請地が中山間地域等直接支払制度対象予定地で、地域の特性に即した農業の振興を図る必要があることから、白地から青地に農用地区域への編入をするもので、1件、面積が3,403平方メートルです。

以上、議案8号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第8号については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号については、原案のとおり異議ない旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第9号、農用地利用配分計画(案)について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

今回、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、高松市長から、農用地利用配分計画について、意見伺いが提出されております。

これは10月29日付けで農用地利用集積計画を公告した農地のうち、農地中間管理事業を利用したもので、現在、香川県農地機構が中間管理権を取得した状態となっているものです。これを同機構から受け手に利用権を設定するため、香川県の農用地利用配分計画の認可を受けるに当たり、10月18日付けで、高松市長から農業委員会に意見伺いが提出されているものです。

資料1ページの総括表を御覧ください。

高松市全体で、申出件数が249件、筆数が690筆、面積が735,718.24平方メートルとなっており、昨年と同時期と比較して、面積で約58%増加しています。

以下、資料の2ページから39ページは、貸借の各筆明細書となっております。

なお、県の認可公告は12月28日が予定されております。

以上、議案第9号 農用地利用配分計画(案)について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第9号については、異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

議 長 議案第10号、高松市地区別貸借料情報の提供についてを議案とします。事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第10号、高松市地区別貸借料情報の提供について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

これは、農地法第52条の規定に基づき、市内各地区における農地貸借に係る貸借料の目安になるものとして、農業委員会のホームページや農業委員会だよりで情報提供を行うもので、平成21年の農地法の改正時から続けているものです。

データの内容につきましては、令和3年3月31日、同年10月29日、令和4年3月31日及び同年10月31日付けの公告分で、農業経営基盤強化促進法により貸借された2年間、計4回分の集計データを基に地区別の平均額・最高額・最低額を掲載しています。

貸借のデータ数は474件で、金額は百円未満を四捨五入し、百円単位としております。市全体の平均値は、10アール当たり6,400円となっております。

なお、使用貸借による貸し借りの件数を右端に掲載しておりますが、この使用貸借のデータは、平均値の計算には反映させておりません。

以上、議案第10号 高松市地区別賃借料情報の提供について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第10号については、原案のとおり情報提供することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号は原案のとおり情報提供することに決定いたしました。

次に、議案第11号 令和5年度の改選に伴う各地区の委員定数(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山上事務局長 令和5年度の改選に伴う各地区の委員定数案について御説明申しあげます。

現職の農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期は、来年7月19日をもって満了することを踏まえ、年明け早々から次期任期に係る委員の選任手続を開始することになります。本日は、その基礎となる、各地区の定数案についてお諮りいたします。

まず、改めて、「高松市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」に規定する農業委員24人と農地利用最適化推進委員55人の定数は、農業委員会等に関する法律施行令に準拠しており、それぞれ適法であることを確認しました。

そこで、現在と同数の農業委員24人と農地利用最適化推進委員55人の、令和5年度の改選に伴う各地区の配分定数を検討いたしました。

ただ、農地利用最適化推進委員については、法令等で担当地区を定めることとされている一方で、農業委員については、担当地区を定めるのは適当ではないとされておりますことから、農業委員の担当地区は、市長の任命辞令交付後という認識で御承知おきください。

各地区の配分定数は、これまで、「農地面積」、「農地法第3条・4条・5条の直近3カ年における1年間の平均許可件数」の比例配分により決定してまいりました。

そこで、今回も、この方法により算定したのが、資料4-1各地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数案でございます。

表の左から「地区」、今年1月1日現在の「農地面積」、今年6月1日現在の「認定農業者数」、「農地法第3条・4条・5条の直近3カ年における1年間の平均許可件数」を記載しております。

なお、「認定農業者数」については、今年4月の農業委員等に関する法律施行規則の改正に伴い、認定農業者の過半数要件が緩和され、本市においては過半数ではなく、4分の1以上(24人の1/4)の認定農業者若しくは認定農業者に準じる者が占める必要があります。

すことから、各地区1人を推薦いただくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

そして、これらを最新データに基づいて算定し直したのが、右から2列目と1列目で、農業委員と農地利用最適化推進委員の配分定数となります。

結論から申し上げますと、各地区での農業委員と農地利用最適化推進委員の配分定数に、現行定数と比較して変わらないことを表しております。

農業委員については、この表に記載する地区水田部会からの推薦者21人に加えて、表の下の方の枠外に記載しておりますが、香川県農業共済と高松市土地改良区連合会、そして中立委員等として高松市消費者団体連絡協議会の3団体から、それぞれ一人ずつの推薦を得て、これら3人を加え合計で24人となります。

事務局といたしましては、農業委員の選出方法を公選制から任命制に変更した平成29年以来、6年目を迎え、3度目となる今回の選出手続きを進めていく中で、農業者はもとより、各地区水田部会等関係機関の皆様方を含めて、この体制が定着しておりますことから、前回、前々回を踏襲して、本案を提示いたしました。

この案を了承していただきますと、今後、12月末までに、各地区部会において地域ごとの農業委員と推進委員の配分定数を決定していただきたいと思っております。

なお、今後の、選出手続のスケジュールの概要を資料4-3でお示ししておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第11号 令和5年度の改選に伴う各地区の委員定数（案）について、決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号 令和5年度の改選に伴う各地区の委員定数（案）については、原案のとおり異議ない旨決定に決定いたしました。

続きまして、報告案件にうつります。

報告事項 ア農地利用最適化推進委員の死去について、事務局の報告及び説明を求めます。

山上事務局長 開会に先立って黙祷をささげさせていただきましたが、かねてより病氣療養中の川岡地区農地利用最適化推進委員の宮本茂樹様が去る6日未明に御逝去されました。

後任の委員につきましては、第5地区部会において協議いただいた結果、現委員の任期が来年7月19日までで、年明けからは、次期任期の委員の選出手続に入る必要があることなどの状況を踏まえて、現在のところ、補充しないとのことですので、併せて御報告いたします。

報告は以上でございます。

議 長 ただ今の報告及び説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、次に、報告事項 イ農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

藤澤農地係長 報告案件イ 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料5を御覧ください。

期間としましては、令和4年10月6日から11月7日分までであります。

まず、許可件数ですが、9月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が22件、10月議決分といたしまして、4条が8件、5条が15件、合計で4条が8件、5条が37件です。

許可保留件数につきましては、9月以前の議決分といたしまして、4条が0件、5条が4件、合計で4条が0件、5条が8件です。

取下につきましては、5条関係の8月議決分で2件ありました。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

まず、4条関係では許可保留案件はありませんでした。

2ページを御覧ください。次に5条関係です。

1月議決分の所有権25番、30番が、開発許可未了により、現在、許可保留になっております。

5月議決分の所有権17番が、開発許可未了により、所有権25番が、道路工事承認・法定外占用未了により、許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

8月議決分の所有権14番、15番が、取下となっております。

先ほどご説明がありました議案第3号のとおり、「転用計画の変更」により取り下げられたものです。

4ページを御覧ください。

次に、10月議決分の所有権4番、5番、6番、10番が、表の右端の欄に記載のある通り、それぞれ開発許可、道路工事承認、法定外占用未了により、現在、許可保留となっております。

以上で許可状況についての報告を終了します。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和4年度第8回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時45分 閉会